



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年9月2日（金） 第10031号

■ 目 次

	ページ
訓 令	
○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令（総務課）	2
公 告	
○令和4年度後期技能検定の実施（労働政策課）	3
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（建設企画課）	5

訓令

群馬県訓令甲第十号

県庁
地域機関
専門機関

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年九月二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令

群馬県事務専決規程(昭和四十三年群馬県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表県土整備部の部都市計画課の項に次の一号を加える。

五 行政代執行法に基づく次の事務(都市公園法及び群馬県立公園条例(昭和三十三年群馬県条例第二十三号)(これらに基づく命令を含む。)に違反する行為(県土整備部所管の県立都市公園に係るものに限る。)に係るものに限る。)

(一) 第三条第一項の規定により、戒告すること。

(二) 第三条第二項の規定により、代執行令書を義務者へ通知すること。

(三) 第五条の規定により、代執行に要した費用の納付を義務者に対して命じること。

別表第三第三号の表環境森林部の部自然環境課の項第七号中「(昭和三十三年群馬県条例第二十三号)」を削り、同表県土整備部の部都市計画課の項第十号(二)中「第五条の二第一項」を「第五条の十第一項」に改め、同号(六)中「第十条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

■ 公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和4年度後期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

令和4年9月2日

群馬県知事 山 本 一 太

1 実施職種

- (1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造
- (2) 1級及び2級 鍛造（ハンマ型鍛造に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板設計に係るものに限る。）、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、プラスチック成形（射出成形の実技試験に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。)
- (3) 3級 機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。）、冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）及び電気製図

(4) 単一等級 電子回路接続及びバルコニー施工

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和4年12月5日（月）から令和5年2月12日（日）までの間において、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和4年11月28日（月）に職能協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○1級及び2級 鍛造、機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験 ○3級 電気機器組立て及び配管	令和5年1月22日（日）

○特級 全職種 ○1級及び2級 工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、紙器・段ボール製造、パン製造、防水施工及び機械・プラント製図 ○3級 冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作及び機械・プラント製図 ○単一等級 パルコニー施工	令和5年1月29日（日）
○1級及び2級 プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び塗装 ○3級 機械加工、機械検査、プラスチック成形、建築大工、テクニカルイラストレーション及び電気製図 ○単一等級 電子回路接続	令和5年2月5日（日）

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

- (1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める額とする。
- (2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定するゆうちょ銀行の口座に納付すること。
 なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。
 また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。

5 受検申請の手続

- (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
 - イ 本人確認書類（運転免許証、保険証の写し等）
 - ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- (2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761
- (3) 受付期間 令和4年10月3日（月）から同月14日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (4) 受検申請に関する注意
 - ア 申請書及び案内書は、職能協会で作付する。
 なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、群馬県職業能力開発協会のホームページに掲載されている「受検案内・申請書等送付依頼書」を記入の上、返信用封筒（宛先を記入し、140円分の切手を貼ったもの）を同封すること。
 - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者の受検番号は、令和5年3月10日（金）に、群馬県ホームページに掲載する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、特級、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年9月2日

群馬県知事 山本 一太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 令和4年度土木総合システム用機器（166台）賃貸借 ノート型パソコン166台、外部ディスプレイ166台及び外付け光学式ドライブ27台
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和5年2月1日から令和10年1月31日まで
- (4) 借入場所 群馬県県土整備部建設企画課ほか15所属（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和4年9月22日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、入札日の前日の午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県県土整備部建設企画課へその旨を連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品のうち、ノート型パソコンについて、これと類似する物品（ノート型パソコン、デスクトップ

型パソコン等)を過去5年程度の期間において、同一団体に対して、100台以上販売し又は貸し付けた実績を有することを証明した者であること。

(7) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部建設企画課電子システム係 担当 青木 電話027-897-2846 (ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) により交付する。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和4年9月2日（金）から同月16日（金）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、当該調達物品を納入できることを証明する書類を令和4年9月22日（木）までに上記(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認表及び契約担当者から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等を作成し、これを令和4年9月22日（木）までに上記(1)の場所に提出しなければならない。提出された一般競争入札参加資格確認表及び製作仕様書等は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等を提出した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は、提出した製作仕様書等の内容の変更に応じるものとする。

説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年10月14日（金）午前9時 群馬県庁22階222会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月13日（木）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県県土整備部建設企画課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和4年度土木総合システム用機器（166台）賃貸借契約入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くこと

ができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Required Items: Laptop-Type Personal Computer: 166 units, external display: 166 units, external optical drive: 27 units

(2) Lease Period: From February 1, 2023 to January 31, 2028

(3) Place of Use: Gunma Prefectural Government, Department of Prefectural Land Development, Construction Planning Division and 15 other sections

(4) Date and Time for Submission of Bids: 9:00 a.m. October 14, 2022 (bids submitted by registered mail must be received no later than 4:00 p.m. on October 13, 2022)

(5) Contact: Construction Planning Division, Department of Prefectural Land Development, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan.
TEL: 027-897-2846 (Japanese language only).